

第2回 (仮称) 寺山公園屋内教養施設 施設機能・管理運営計画検討委員会
議事要旨

日 時：平成 25 年 8 月 26 日 (月)

場 所：東区役所会議室 A

出席者：委 員 伊藤委員、石垣委員、大野谷委員、椎谷委員、濱野委員
東区健康福祉課 谷川課長、石崎課長補佐、木伏係長、湯浅主査
緑グリーンソングマ 本間主任、梅嶋主任技師

1. 第1回委員会の委員意見に対する回答

木伏 : 前回の委員会において、高圧線の付近に対する建築物などの規制について意見があったが、これについて、保育課および建設課に確認したところ、以下のような回答が得られた。

○保育課の指導として、高圧線の周辺における子育て支援施設などの設置について規制はない。

○建築基準法においても、高圧線付近における建築制限はない。

○電気事業法において、高圧線下における建築物の高さ規制はある。

2. 議事

①施設の基本理念、基本方針について

(事務局 資料1 説明)

伊藤委員：基本理念の「つながる」という項目について、前回委員会で「子育て支援」という言葉を入れたが、これについて改めて意見を伺いたい。

椎谷委員：耳触りがよいのは「子育て支援」、幅の広がりもあるイメージである。

濱野委員：私も同様の意見。

伊藤委員：それでは、「子育て支援」という言葉を盛り込むこととする。

湯浅 : 同じく基本理念の「楽しむ」について、これにつながる基本方針と並べると「気楽」と「気軽」の2つの言葉が使われているが、どちらがよいか。

椎谷委員：「気軽」という言い方のほうが一般的ではないか。

伊藤委員：行政的な表現としてはどうか。

谷川 : 「気軽」のほうが一般的であるし、コンセプトの意図としてもこちらのほうが適している。

濱野委員：おっしゃるとおり、「気軽」のほうがよい。

伊藤委員：それでは、「気軽」で統一したい。

伊藤委員：次に基本方針の2つ目、いかがでしょうか。

椎谷委員：年齢ごとに部屋は仕切ったほうがよい。「安全・安心」の一つとしてゾーニングはしっかりしてほしい。

濱野委員：個人的には、「安全」はあまり使いたくない。本来、子どもの遊びと安全は対極にあり、安全を前提にすると子どもの発展性を妨げる恐れがある。そのあたりに配慮して言葉を使うべきではないか。

伊藤委員：リスクとハザードのうち、ハザードをしっかり防ぎ、リスクはある程度許容する考え方もある。

伊藤委員：基本方針の3つ目、先ほどの議論のとおり、「気楽」を「気軽」に変更とする。

伊藤委員：「子どもも保護者も」というフレーズについてはどうか。親と子を対象とした施設か、公園の利用に関わる施設か、いずれかの考えによって違ってくる。

椎谷委員：「誰でも」ということになるとトラブルの元になりかねない。今はいろいろな大人がいるので誰でもは入れる施設というのはどうか。ただ、高齢者などの利用を制限してしまうのも問題だ。

伊藤委員：「子どもと一緒に」がポイントになるのではないか。

椎谷委員：子どもだけでも来るし、大人だけでも来るという施設となると難しい。

伊藤委員：「子どもも保護者も」という文章を入れた意図はどのようなものか。

木伏：委員会などで出た、「親の居心地の良さ」、「年齢制限をしない」という意見を表現した。

谷川：全年齢が使える施設とするが、各年齢に対応したものを用意するのではなく、あくまでも「親子」を中心として考えたい。

大野谷委員：東スポとのつながりはどうなるのか。東スポとの延長でランニング利用などをする人もいると思うが、本気で運動している人がそこで遊ぶ子ども達を邪魔と考えるし、子どもたちも危ない思いをする。スポーツをしたい親子が利用する公園になるのか。

谷川：ハコモノとしてはその考えとなる。ただし、東スポ利用者が休憩などで当施設を使うことはありえる。

濱野委員：当初は子どもと親のための施設のはずなのに、東スポ利用者も使える施設とするとトラブルの元になる。考え方の整理が必要ではないか。「子どもも大人も」という制限にも影響すると思う。

谷川：皆さんから出た意見をふまえ年齢制限しないほうがよいという考えでこのように表現した。ただし、メインの対象者を設定することは望ましいという意見もいただいている。

椎谷委員：本施設のパンフレットを作成する際は、対象年齢の記述も必要になる。区民が利用したいと思うかどうかは、その対象年齢の設定にかかっていると思う。

伊藤委員：基本理念と対象者の考え方について整理する上で、このようなイメージを考えてみた。仮に3つの理念に合わせて3階建ての施設になると考えると、「楽しむ」

は皆が使える1階の空間、「つながる」は親子のみが利用できる2階の空間、「遊ぶ」は子どもの年齢制限がある3階の空間といった感じではないか。これはあくまでイメージなので、平屋建てで平面的に3つの空間に仕切ってもよいが、それぞれの空間で完結できるイメージである。

伊藤委員：先ほどの話でいうと、親と子が居心地よく居られるとすれば、「つながる」と「楽しむ」の空間はしっかり分けるべきだろうし、親子を強く意識しないのなら、「つながる」と「楽しむ」がまとまった空間となるイメージである。どちらがよいか。

石垣委員：時間による年齢区分もあるのではないか。また、誰でも一緒に楽しめる空間は難しいので、ある程度、年齢区分はすべきではないか。

椎谷委員：先ほどの伊藤委員の話は重要である。

木伏：基本方針の3番と4番はちょっとニュアンスが異なる。3番はどちらかという空間的な話で、4番は運営的な話である。

伊藤委員：基本方針の4番目についてはどうか。

石垣委員：プログラムの内容についてもここで詰める必要があるのか。実現できるかどうかもある。

伊藤委員：「プログラム」という表現は削除してもよいのか。

濱野委員：予算が確保できなければ、現段階で入れないほうがよいのではないか。

椎谷委員：私は、プログラム＝セミナーというイメージでいた。手遊び教室や親の交流支援などがそれに該当するであろう。予算面に関しては、料金を徴収する形のほうが運営はしやすくなるだろう。

木伏：場の提供だけでは交流等は困難であるため、椎谷委員のおっしゃるようなセミナー的なプログラムはやっていく必要があると考えている。

椎谷委員：外部講師を活用すればうまく運営できるのではないか。

伊藤委員：基本方針の3番目に戻る。「親も子どもも」がよいか、「大人も子どもも」がよいか。

谷川：「大人も」という幅広い表現にすると、都合良い解釈をする大人もいる。あくまでも親子が基本であり、子を軸とした大人という考え方がよいだろう。

伊藤委員：そうすると、3つ目は「つながる」という理念にかかる方針となろう。

伊藤委員：表現としては「子どもも保護者も」のままをしたい。

椎谷委員：基本方針の4番目「子育て支援プログラム」という表現にすると別の意味になる。セミナーや親の交流支援であれば「子育て支援のプログラム」という表現のほうが望ましいだろう。

伊藤委員：基本方針の5番目はどうか。

石垣委員：結びは「解消できる」でよいか。「解消できる“場”」という表現がよいか。

椎谷委員：親の孤立感の解消などは本当にやるとなるとスタッフが大変になるのではないか。

伊藤委員：これに対応できる人材を常駐させなくてはいけないのは難しい。また、来る人は

切実なので過剰な期待をされる恐れがある。

椎谷委員：長岡のてくてくはどのような感じか。

大野谷委員：てくてくはサークル活動が活発なため、それを通じて親同士の交流はできる。

ただし子育ての相談ができるスタッフはいないという不満はある。

椎谷委員：孤立感の解消はとても難しい。これに応えるには人もお金も必要だが、どうか。

谷川：不安や孤立感の解消は、方針に入れたいと思う。

伊藤委員：結びは「解消できる“場”」としたほうがよい。

伊藤委員：基本方針の6番目についてはどうか。

濱野委員：「子育て支援のプログラム」と「子育て支援」の違いは何か。また、「ニーズにあった」とあるが、利用者に合わせてメニューを盛り込みすぎると、運営の首を絞めることになるのではないか。

椎谷委員：私たちは年2回、母親にアンケートをとるが非常に運営に役立っている。

伊藤委員：どのような意見が多いか。

椎谷委員：駐車場の増設や床暖房の設置など設備面の要望が多い。

伊藤委員：基本方針の7番目、8番目はどうか。

椎谷委員：公園と施設は一体というイメージか。

濱野委員：大人だけの利用を許容することと、公園との連携は相反する可能性もある。「子どもが中心」という表現や、「大人だけの利用はできない」という表現をしたほうがよい。

木伏：ここをあえて（7番目と8番目の）2つに分けていたが、今の議論から8番目は不要と思っている。8番目の「幅広い年代の交流」を入れた意図としては、先ほどでいう1階部分で、もちつき大会など地域との交流の場として活用できることも想定して入れている。9番目の「地域との連携」にこの考え方が含まれるのであれば不要と感じた。

伊藤委員：そのような内容については「地域との連携」に含まれるので8番目はないほうがすっきりする。削除していただきたい。

伊藤委員：最後の「地域との連携」については事前の意見がないため、これで基本方針をまとめさせていただきたい。他に意見はないか。

石垣委員：「子ども」というのはいくつぐらいを対象としているのか。中高生はどのような扱いとなるのか。

谷川：一般に18歳未満を「子ども」としているが、本施設における「子ども」の区分をどうすべきか。

伊藤委員：「子どもも保護者も」に重きをおくと、基本はフリーだが、1階、2階、3階とあると2階、3階は制限するイメージとなろう。

石垣委員：以前のアクションプランには「中高生の居場所」という項目があった。これをふまえると中高生が相談できる場があるとよい。

椎谷委員：受入れは18歳まで利用可能とし、部屋によって制限するのがよいのではないか。

中高生の相談受入れについては、児童館などでまかなえることから本施設には不要と思われる。

谷川：これまでの議論をふまえると「全年齢を受け入れつつ、ゾーニングで区分する」考え方と「メインの対象者は親子でその後も受け入れ可能」という考え方のいずれかがあるだろう。

石垣委員：前のアクションプランから、中高生だけが取り残されていると感じるので、本施設の対象年齢については再整理していただきたい。

濱野委員：対象年齢の幅を広げすぎると対応が難しくなる。厚労省で位置づけられている「子ども」の区分で考えたほうがよいのではないか。万代にあるような施設がつけられるとよいが、予算的にもスペース的にも難しいだろう。

谷川：ゾーニングについては、皆が使える空間と目的別の空間があり、後者については対象者の制限があるという考え方でいきたい。

伊藤委員：基本方針の6番目は「ニーズに沿った“利用者”への対応」に変更する。

谷川：施設利用者は制限しない方向だが、機能ごとに対象年齢を設けるという考えだがこれについて意見はないか。

伊藤委員：これまでの議論の流れをふまえるとこれでよいだろう。

②施設機能について

(事務局 資料2について説明)

伊藤委員：これについて意見はあるか。

(意見なし)

伊藤委員：これで、本日の議事は全て終了となる。ありがとうございました。

濱野委員：ワークショップの結果などは、その都度、委員にも提示していただきたい。

以上